

## 石巻市建設工事共同企業体運用基準

平成17年4月1日

告示第188号

(趣旨)

第1条 この基準は、本市が発注する建設工事に係る共同企業体の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「特定建設工事共同企業体」とは、特定の建設工事の施工を目的として、工事ごとに結成する共同企業体をいう。

2 この基準において「経常建設共同企業体」とは、中小建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化する目的で結成する共同企業体をいう。

(特定建設工事共同企業体の対象工事)

第3条 特定建設工事共同企業体により施工することができる工事は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める予定価格以上の技術的難度の高い工事のうち、その内容を勘案し、特定建設工事共同企業体による施工が適当と認められるものとする。この場合において、対象工事は、石巻市競争入札審査委員会設置要綱（平成17年石巻市訓令第91号）第1条に規定する石巻市競争入札審査委員会の審議を経て、市長が選定する。

- (1) 土木工事 3億円
- (2) 建築工事 5億円
- (3) 電気工事 3億円
- (4) 管工事 3億円

2 前項に掲げるもののほか、特に技術力を結集する必要があると認められる工事については、その円滑な施工を図るため、特定建設工事共同企業体により施工することができる。

(特定建設工事共同企業体の構成員の数)

第4条 特定建設工事共同企業体の構成員の数は、3社以内とする。

(特定建設工事共同企業体の構成員の資格)

第5条 特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件をすべて満たしている者でなければならない。

- (1) 市の競争入札参加資格を有すること。
- (2) 発注しようとする工事（以下「発注工事」という。）に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第2項に規定する許可業種（以下「許可業種」という。）につき、許可を有しての営業年数が3年以上であること。
- (3) 発注工事を構成する一部の工種について、元請（特定建設工事共同企業体の構成員を含む。）としての実績があること。
- (4) 発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者

を工事現場に専任で配置できること。

(特定建設工事共同企業体の構成員の組合せ)

第6条 特定建設工事共同企業体の構成員の組合せは、石巻市建設工事の競争入札参加者の資格及び格付に関する基準（平成17年石巻市告示第179号）別表第1に掲げる等級（以下「等級」という。）の最上位の級に格付されている者又は最上位の級及び第2位の級に格付されている者による組合せとする。ただし、等級の第3位の級に格付されている者で十分な施工能力があると認められるものについては、最上位の級の者を構成員とする共同企業体の構成員とすることができる。

(特定建設工事共同企業体の結成方法)

第7条 特定建設工事共同企業体の結成は、原則として自主結成とする。

(入札参加申請等)

第8条 競争入札に参加しようとする建設業者は、前条の規定及び入札の公告に基づき、任意に特定建設工事共同企業体を結成し、次に掲げる書類を市長に提出し、申請しなければならない。

- (1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- (2) 類似工事の施工実績調書（様式第2号）
- (3) 技術者の配置計画書（様式第3号）
- (4) 特定建設工事共同企業体協定書（様式第4号）の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 構成員が競争入札参加申請を行うことができる特定建設工事共同企業体の数は、1つとする。

(入札参加資格の審査)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに審査をし、その結果を特定建設工事共同企業体入札参加資格審査結果通知書（様式第5号）により、特定建設工事共同企業体の代表者に通知するものとする。

(入札参加資格の取消し)

第9条の2 発注工事に係る入札参加資格を有するとされた特定建設工事共同企業体の構成員のいずれかが、当該発注工事の入札の日までの間に、石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成17年石巻市告示第180号）第2条第1項に規定する指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までに規定する指名回避を受けたときは、市長は、当該特定建設工事共同企業体の入札参加資格を取り消すものとする。

(特定建設工事共同企業体の代表者)

第10条 代表者は、構成員のうち中心的役割を担う者で、施工能力が大きいものでなければならない。

2 代表者は、当該発注工事と同種の工事の施工実績がある者でなければならない。

(特定建設工事共同企業体の出資割合)

第11条 構成員のうち最小の出資者の出資割合は、当該共同企業体の次の各号に掲げる構成員数に応じ、当該各号に定める割合以上でなければならない。

(1) 2社の場合 30パーセント

(2) 3社の場合 20パーセント

2 代表者の出資割合は、構成員中最大とする。

(特定建設工事共同企業体の解散の時期)

第12条 特定建設工事共同企業体は、当該請負契約履行後3月を経過するまでの間は、解散することができないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、発注工事に係る契約の相手方とならなかった特定建設工事共同企業体は、当該請負契約が締結された日に解散するものとする。

(經常建設工事共同企業体の対象工事)

第13条 經常建設工事共同企業体により施工することができる工事は、構成員のうち等級の最上位の級に格付されている者に係る契約予定額以上の工事で、技術者を適正に配置し得る規模を有するものとする。

(經常建設工事共同企業体の構成員の数)

第14条 經常建設工事共同企業体の構成員の数は、2社とする。

(經常建設工事共同企業体の構成員の資格)

第15条 經常建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件をすべて満たしている者でなければならない。

(1) 市の競争入札参加資格を有すること。

(2) 市に主たる事業所を有する業者であること。

(3) 競争入札参加資格審査申請する業種（以下「申請業種」という。）に対応する許可業種につき、許可を有しての営業年数が2年以上あり、かつ、施工実績があること。

(4) 申請業種に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

(經常建設工事共同企業体の構成員の組合せ)

第16条 經常建設工事共同企業体の構成員の組合せは、申請業種に対応する工事種類の等級の同一又は直近の級に格付されている者による組合せとする。ただし、等級の下位の級に格付されている者に十分な施工能力があると認められる場合は、等級の直近2の級に格付されている者による組合せとすることができる。

(經常建設工事共同企業体の結成方法)

第17条 經常建設工事共同企業体の結成は、自主結成によるものとし、代表者は、構成員において決定された者とする。

2 經常建設工事共同企業体は、競争入札に参加しようとするときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 經常建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第6号）

(2) 經常建設工事共同企業体協定書（様式第7号）の写し

(3) 構成員全員の経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 構成員が競争入札参加資格審査申請を行うことができる經常建設工事共同企業体の数

は、1つとする。

(経常建設工事共同企業体の出資割合)

第18条 構成員の出資割合については、第11条第1項の規定を準用する。

2 代表者の出資割合は、構成員において自主的に定めるものとする。

(その他)

第19条 この基準の運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月19日告示第292号)

この告示は、平成18年9月19日から施行する。

附 則 (令和5年9月19日告示第360号抄)

(施行期日)

1 この告示は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条による改正後の石巻市建設工事共同企業体運用基準の規定は、この告示の施行の日以後に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

様式第1号（第8条関係）

特定建設工事共同企業体  
入札参加資格審査申請書

年 月 日

石巻市長 （あて）

共同企業体の名称 特定建設工事共同企業体

共同企業体の代表者の住所  
名称及び代表者名

共同企業体の構成員の住所  
名称及び代表者名

共同企業体の構成員の住所  
名称及び代表者名

今回、連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため、  
を代表者とする 特定建設工事  
共同企業体を結成したので、下記建設工事に係る競争入札に参加する資格の審査を申請  
します。

なお、この申請書及びその添付書類については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 工 事 名
- 2 工事場所
- 3 添付資料
  - (1) 石巻市競争入札参加資格承認書及び建設業法第3条第1項に規定する許可証の写し
  - (2) 建設業法第27条の2第3第1項に規定する経営規模等評価結果通知書・総合  
評価通知書の写し
  - (3) 入札公告に定める類似工事の施工実績調書（様式第2号）
  - (4) 上記類似工事の契約書及び仕様書（資格要件部分）の写し
  - (5) 入札公告に定める技術者の配置計画書（様式第3号）及び配置予定技術者の資格証の写し
  - (6) 特定建設工事共同企業体協定書（様式第4号）の写し及び委任状
  - (7) 住所及び名称を記載した所定の返信用封筒

様式第2号（第8条関係）

類似工事の施工実績調書

構成員名（会社名）

本件工事と同規模以上の工事の施工実績は、次のとおりです。

工 事 名 称 等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	工 事 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 ～ 年 月
	受 注 形 態 等	単体 共同企業体（出資割合 %）
	専 任 技 術 者 名	
工 事 概 要 等		

備考

- 1 過去10年以内のもので、最新のものを記入すること。
- 2 公告において明示した当該工事と同規模の工事の施工実績について、的確に判断できる具体的な事項を記入すること。
- 3 共同企業体の実績については、代表者として実施した場合のみ記入すること。
- 4 工事概要等欄には、規模、構造形式、工法等を記入すること。
- 5 当該工事の契約書及び仕様書（資格要件部分の分かるもの）の写しを添付すること。

様式第3号（第8条関係）

技術者の配置計画書

会社名

本件工事を受注したときに配置する技術者は、下記の者とします。

1 現場員

（金額の単位：100万円）

(ふりがな) 氏名				
最終学歴				
建設工事等に係る資格免許				
		1	2	3
工 事 概 要	工事名			
	発注者名			
	工事場所			
	契約金額			
	工期			
	従事役職			
工事内容  参加資格が判断できる必要最小限の具体的項目を記入する。				

備考

- 1 建設工事等に係る資格免許の写しを添付する。
- 2 工事場所は、市町村名まで記入すること。
- 3 従事した工事内容が参加資格に該当する工事のうち、請負金額の多い順に最新のもの3件以内で記入すること。

## 2 監理（主任）技術者

（金額の単位：100万円）

（ふりがな） 氏 名				
最 終 学 歴				
建設工事等に 係る資格免許				
		1	2	3
工 事 概 要	工 事 名			
	発 注 者 名			
	工 事 場 所			
	契 約 金 額			
	工 期			
	従 事 役 職			
工 事 内 容  参加資格が判断 できる必要最小 限の具体的項目 を記入する。				

## 備考

- 1 建設工事等に係る資格免許の写しを添付する。
- 2 工事場所は、市町村名まで記入すること。
- 3 従事した工事内容が参加資格に該当する工事のうち、請負金額の多い順に最新のものの3件以内で記入すること。



## 3 現場代理人

(金額の単位：100万円)

(ふりがな) 氏 名				
最 終 学 歴				
建設工事等に 係る資格免許				
		1	2	3
工 事 概 要	工 事 名			
	発 注 者 名			
	工 事 場 所			
	契 約 金 額			
	工 期			
	従 事 役 職			
工 事 内 容  参加資格が判断 できる必要最小 限の具体的項目 を記入する。				

## 備考

- 1 建設工事等に係る資格免許の写しを添付する。
- 2 工事場所は、市町村名まで記入すること。
- 3 従事した工事内容が参加資格に該当する工事のうち、請負金額の多い順に最新のものの3件以内で記入すること。

様式第4号（第8条関係）

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第1条 当企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（1） 石巻市発注に係る 工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負

（2） 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当企業体は、 特定建設工事共同企業体と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

名 称

所在地

名 称

所在地

名 称

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施行に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）を請求し、受領し、及び当企業体に属する財源を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

名称	割合	%
----	----	---

名称	割合	%
----	----	---

名称	割合	%
----	----	---

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価する

ものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、とし、代表者の名  
義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事完工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条の規定に基づく割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には、利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産し、又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事に関しかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものと

する。

ほか2社は、上記のとおり特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書3通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

名 称  
代表者名 ①

名 称  
代表者名 ①

名 称  
代表者名 ①

年 月 日

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査結果通知書

(商号又は名称) 様  
(氏 名)

石巻市長



下記工事に係る特定建設工事共同企業体入札参加資格申請について、審査の結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 工 事 名

2 入札公告日 年 月 日

3 入札参加資格 有 ・ 無

4 理 由

注1 入札参加資格がないと通知があった方は、その理由について説明を求めることができます。

説明を求める場合は、年 月 日までに、総務部管財課へその旨を記載した書面（様式は任意）を提出してください。

注2 入札参加資格を有するとされた場合でも、特定建設工事共同企業体の構成員のいずれかが、入札の日までの間に、石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成17年石巻市告示第180号）第2条第1項に規定する指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までに規定する指名回避を受けたときは、当該入札参加資格を取り消すものとします。

様式第6号（第17条関係）

経常建設工事共同企業体  
入札参加資格審査申請書

年 月 日

石巻市長 （あて）

共同企業体の名称

共同企業体の代表者の住所  
名称及び代表者名

共同企業体の構成員の住所  
名称及び代表者名

今回、連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため、 を  
代表者とする経常建設工事共同企業体を結成したので、貴市で行われる建設工事に係る  
競争入札に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類については、事実と相違ないことを誓約します。

構 成 員 の 名 称	許可番号及び 許可年月日	入 札 参 加 承 認 番 号	今回審査申請する業種

様式第7号（第17条関係）

経常建設工事共同企業体協定書

（目的）

第1条 当企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当企業体は、  
建設工事共同企業体と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を  
に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、  
年 月 日に成立し、その存続期間は 年とする。ただし、  
年を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後 月を経過するまで  
の間は、解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

名 称

所在地

名 称

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、  
を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施行に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）を請求し、受領し、及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、  
とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事完工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条の規定に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条の規定に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び当該構成員以外の構成員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条の規定に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産し、又は解散した場合には、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

ほか1社は、上記のとおり経常建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書2通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

名 称



代表者名

㊟

名 称

代表者名

㊟